

## 吉野川水系河川整備計画【素案】等について

### 1．吉野川水系河川整備計画【素案】の公表について

吉野川水系河川整備計画【素案】 - 吉野川の河川整備（直轄管理区間） - を別添資料のとおり公表いたします。

### 2．吉野川水系河川整備計画【素案】の閲覧及び入手について

吉野川水系河川整備計画【素案】については、別紙 - 1 のとおり閲覧及び入手していただけます。

### 3．ハガキやインターネット等によるご意見の募集について

吉野川水系河川整備計画【素案】について、流域住民の方々のご意見をお聴きするため、ハガキやインターネット等によるご意見の募集を別紙 - 2 のとおり開始します。

### 4．「吉野川学識者会議」等の開催について

「吉野川学識者会議」、「吉野川流域住民の意見を聴く会」、「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」を別紙 - 3 のとおり開催いたします。

### 5．グラウンド・ルールについて

「吉野川流域住民の意見を聴く会」の開催にあたり、グラウンド・ルールを別紙 - 4 のとおり公表します。

平成18年 6月23日

国土交通省四国地方整備局

お問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 河川計画課長 館 健一郎  
電 話 : ( 0 8 7 ) 8 5 1 - 8 0 6 1 ( 内線 3 6 1 1 )

同時提供場所：徳島県政記者クラブ・池田記者クラブ・高松市政記者  
クラブ・四国中央記者クラブ・高知新聞社嶺北支局

## 吉野川水系河川整備計画【素案】の閲覧等について

### 1. 資料の入手方法

平成18年6月27日(火)より、下記ホームページにて入手できます。

吉野川水系河川整備計画 : <http://www.yoshinoriver.info>

また、四国地方整備局及び徳島河川国道事務所、四国山地砂防事務所、吉野川ダム統合管理事務所のホームページからも上記へリンクしております。

### 2. 資料の閲覧場所

平成18年6月27日(火)より、以下の関係機関において、開庁時間内に閲覧できます。

#### 閲覧場所

	機 関 名	住 所
国土交通省	四国地方整備局	香川県高松市福岡町4丁目26-32
	徳島河川国道事務所	徳島県徳島市上吉野町3丁目35
	吉野川鴨島出張所	徳島県吉野川市鴨島町喜来字乗島529-5
	吉野川上板出張所	徳島県板野郡上板町瀬部字鳥屋267-2
	吉野川貞光出張所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字馬出91-1
	吉野川美馬出張所	徳島県美馬市美馬町字喜来市65-3
	旧吉野川出張所	徳島県板野郡藍住町奥野字乾126-32
	四国山地砂防事務所	徳島県三好市井川町西井川68-1
	吉野川砂防出張所	高知県長岡郡本山町本山字地主脇 465-6
	吉野川ダム統合管理事務所	徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1
	柳瀬ダム管理支所	愛媛県四国中央市金砂町小川山乙1623-1
(独)水資源機構	吉野川局	香川県高松市天神前10-1
	旧吉野川河口堰管理所	徳島県徳島市川内町榎瀬841
	池田総合管理所	徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1
	早明浦ダム・高知分水管理所	高知県土佐郡土佐町田井6591-5
	新宮ダム管理所	愛媛県四国中央市新宮町大字馬立1144
	富郷ダム管理所	愛媛県四国中央市富郷町津根山353-6
徳島県	県土整備部流域整備企画課	徳島県徳島市万代町1-1
	徳島土木事務所	徳島県徳島市南末広町6-36
	鳴門土木事務所	徳島県鳴門市撫養町立岩字七枚128
	川島土木事務所	徳島県吉野川市川島町宮島736-1
	西部総合県民局県土整備部 美馬庁舎	徳島県美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
	西部総合県民局県土整備部 三好庁舎	徳島県三好市池田町マチ2415

機 関 名		住 所
香川県	土木部河川砂防課	香川県高松市番町4-1-10
	長尾土木事務所	香川県さぬき市長尾東1538-1
愛媛県	土木部河川港湾局河川課	愛媛県松山市一番町4丁目4-2
	西条地方局建設部河川港湾課	愛媛県西条市喜多川796-1
	西条地方局四国中央土木事務所	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6-53
高知県	土木部河川防災課	高知県高知市丸ノ内1丁目2-20
	中央東土木事務所	高知県南国市大桶1592
	中央東土木事務所本山事務所	高知県長岡郡本山町本山946-6
	中央西土木事務所	高知県吾川郡いの町1381
関係自治体	徳島市役所	徳島県徳島市幸町2-5
	鳴門市役所	徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170
	吉野川市役所	徳島県吉野川市鴨島町鴨島115-1
	阿波市役所	徳島県阿波市東原173
	美馬市役所	徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5
	三好市役所	徳島県三好市池田町シンマチ1500番地2
	佐那河内村役場	徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71-1
	石井町役場	徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1
	神山町役場	徳島県名西郡神山町神領字本野間100
	松茂町役場	徳島県板野郡松茂町広島字東裏30
	北島町役場	徳島県板野郡北島町中村字上地23-1
	藍住町役場	徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52-1
	板野町役場	徳島県板野郡板野町吹田字町南22-2
	上板町役場	徳島県板野郡上板町七條字経塚42
	つるぎ町役場	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3
	東みよし町役場	徳島県三好郡東みよし町加茂3360
	さぬき市役所	香川県さぬき市長尾東888-5
	東かがわ市役所	香川県東かがわ市湊1847-1
	三木町役場	香川県木田郡三木町大字氷上310
	新居浜市役所	愛媛県新居浜市別子山甲482-3
	四国中央市役所	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6-55
	南国市役所	高知県南国市大そね甲2301
	香美市役所	高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2-1
	本山町役場	高知県長岡郡本山町本山504
	大豊町役場	高知県長岡郡大豊町高須231
	土佐町役場	高知県土佐郡土佐町土居194
	大川村役場	高知県土佐郡大川村小松27-1
	いの町役場	高知県吾川郡いの町長沢123-12

## 吉野川水系河川整備計画【素案】に関する ハガキ・インターネット等によるご意見の募集について

### 1. 意見募集期間

平成18年6月27日(火)～平成18年8月31日(木)

### 2. 意見送付方法

(1) 記入事項 < 様式は自由ですが、下記をご記入ください。 >

お名前

お住まい(市町村名まで)

年齢

性別

ご意見

a) 「吉野川水系河川整備計画(素案)」について【意見・理由】

b) その他ご質問

(2) 送付先

ホームページ内での書き込みの場合

ホームページURL：<http://www.yoshinoriver.info>

電子メールの場合

Eメールアドレス：[form@yoshinoriver.info](mailto:form@yoshinoriver.info)

FAXの場合

番号：088-655-4673

宛先：いであ株式会社内 吉野川水系河川整備計画 庶務 宛

郵送の場合

宛先：〒770-0802 徳島市吉野本町1-14 中西ビル

いであ株式会社内 吉野川水系河川整備計画 庶務 宛

ご意見は会議運営の庶務を担当している上記コンサルタント会社へお送り下さい。

### 3. 注意事項

(1) 電話によるご意見の受付はいたしませんので、ご了承下さい。

(2) 電子メールでのご意見の送付の場合はテキスト形式として下さい。

(3) いただいたご意見につきましては、お名前を除き公開する場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

(4) いただいたご意見につきましては、十分検討のうえ、できる限り吉野川の河川整備計画(案)に反映いたします。

(5) いただいたご意見につきましては、とりまとめのうえ公表します。

(6) 氏名・住所等の個人情報については、適切な方法で厳重に管理し、本目的以外には一切使用いたしません。

「吉野川学識者会議」、「吉野川流域住民の意見を聴く会」、  
「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」の開催について

【第1回 吉野川学識者会議】

1. 開催日時 : 平成18年6月27日(火) 14時00分～17時00分
2. 参加者 : 別表のとおり
3. 開催場所 : 阿波観光ホテル  
〒770-0833 徳島県徳島市一番町3-16-3  
TEL 088-622-5161 FAX 088-622-2857
4. 本会議は公開で行います。  
傍聴者の受付は開催時間の1時間前から開始します。  
会議の傍聴は、会場の都合上、先着50人までとさせていただきます。

【第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会】

1. 開催日時 : 下表のとおり
2. 参加者 : 流域住民の方
3. 開催場所 : 下表のとおり
4. 参加人数等 : 参加者の受付は開催時間の1時間前から開始します。  
上流域、中流域の会場については、先着100名までとさせていただきます。  
下流域の会場については、先着150名までとさせていただきます。

(予定)

開催日時	開催場所	
平成18年7月8日(土) 14:00～17:00	中流域	徳島県美馬市美馬町字中東原75 美馬市美馬福祉センター
平成18年7月9日(日) 14:00～17:00	上流域 (高知県会場)	高知県土佐郡土佐町土居206 土佐町保健福祉センター
平成18年7月22日(土) 14:00～17:00	下流域	徳島県吉野川市鴨島町鴨島471-2 セントラルホテル鴨島
平成18年7月23日(日) 14:00～17:00	下流域	徳島県板野郡北島町中村字上地23-1 北島町立公民館
平成18年8月5日(土) 14:00～17:00	下流域	徳島県徳島市富田浜2-10 徳島県建設センター
平成18年8月6日(日) 14:00～17:00	上流域 (愛媛県会場)	愛媛県四国中央市三島宮川4-6-55 四国中央市福祉会館

【第1回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会】

1. 開催日時 : 下表のとおり
2. 参加者 : 別表のとおり
3. 開催場所 : 下表のとおり
4. 本会議は公開で行います。  
傍聴者の受付は開催時間の1時間前から開始します。  
会議の傍聴は、会場の都合上、先着50人までとさせていただきます。

(予定)

開催日時	開催場所	
平成18年7月11日(火) 14:00～17:00	中流域	徳島県美馬市美馬町字中東原75 美馬市美馬福祉センター
平成18年7月25日(火) 14:00～17:00	下流域	徳島県徳島市富田浜2-10 徳島県建設センター
平成18年7月26日(水) 14:00～17:00	上流域	高知県土佐郡土佐町土居206 土佐町保健福祉センター

なお、上記全ての会は、異常気象により開催を延期させていただく場合がございます。  
その際には、ホームページ等でご連絡致します。

別表

## 吉野川学識者会議の委員

(五十音順・敬称略)

氏名	専門分野	所属
いけだ まなぶ 池田 卓苗	水質 (水環境)	徳島大学 名誉教授
おかべ たけし 岡部 健士	洪水防御 (河川工学・水理学)	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 教授・徳島大学環境防災研究センター長
おかむら おさむ 岡村 収	魚類・漁業	高知大学 名誉教授
かまだ まひと 鎌田 磨人	生態系管理 (生態学)	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 助教授
こうづき やすのり 上月 康則	水環境 (環境工学・生態系工学)	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 助教授
こばやし みのる 小林 實	鳥類	河川・溪流環境アドバイザー
さとう こういち 佐藤 晃一	農業水利	今治明德短期大学 学長・ 愛媛大学 名誉教授
たむら のりこ 田村 典子	児童教育	四国大学生生活科学部 教授
なかの すずむ 中野 晋	沿岸域工学	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 助教授
なかむら まさひろ 中村 昌宏	地域経済	徳島文理大学総合政策学部 教授
はしの みちお 端野 道夫	治水計画 (森林水文学)	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 教授
はらだ ひろこ 原田 寛子	高齢福祉	四国大学生生活科学部 教授
ひらい しゅうご 平井 松午	歴史地理	徳島大学総合科学部 教授
むらかみ ひとし 村上 仁士	防災全般 (水防災)	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 教授
もりもと こうじ 森本 康滋	植物生態学	日本生物教育学会 徳島県支部長
やまがみ たくお 山上 拓男	防災 (地盤工学)	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 教授
やまと たけお 大和 武生	文化史・文化財	四国大学文学部 教授
やまなか ひでお 山中 英生	地域づくり	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 教授

別表

「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」への参加者

市町長名（下流域）		市町長名（中流域）		市町村長名（上流域）	
徳島市長		美馬市長		新居浜市長	
鳴門市長		三好市長		四国中央市長	
吉野川市長		つるぎ町長		本山町長	
阿波市長		東みよし町長		大豊町長	
石井町長				土佐町長	
松茂町長				大川村長	
北島町長				いの町長	
藍住町長					
板野町長					
上板町長					
合計	10名	合計	4名	合計	7名

全国地方公共団体コード順により記載。

「吉野川流域住民の意見を聴く会」  
グラウンド・ルール

平成18年6月23日

国土交通省四国地方整備局  
徳島河川国道事務所



# 目 次

1 .	はじめに	1
2 .	「住民の意見を聴く会」の概要	1
2 . 1	河川整備計画策定における意見の聴取	1
2 . 2	「住民の意見を聴く会」の開催概要	2
( 1 )	目的	2
( 2 )	主催者	2
( 3 )	開催場所	2
( 4 )	開催回数	3
( 5 )	ファシリテータによる進行	3
( 6 )	公開	3
3 .	「住民の意見を聴く会」の参加について	3
3 . 1	参加の方法	3
3 . 2	開催の周知	4
3 . 3	個人情報の保護	4
3 . 4	出席できない場合の意見の表明について	4
4 .	関係者の責務等について	4
4 . 1	参加者	4
( 1 )	グラウンド・ルールの遵守	4
( 2 )	意見の表明	4
( 3 )	他者の意見の尊重	4
( 4 )	進行秩序の確保	4
( 5 )	個人情報の保護	5
4 . 2	ファシリテータ	5
( 1 )	責任の範囲	5
( 2 )	責務	5
( 3 )	権限	6
4 . 3	国土交通省	6
( 1 )	責任の範囲	6
( 2 )	責務	6
5 .	意見のとりまとめ、及び、反映について	7
5 . 1	意見のとりまとめについて	7
( 1 )	意見のとりまとめの対象	7
( 2 )	意見のとりまとめ	7
5 . 2	意見の反映について	7

## 1. はじめに

国土交通省では、吉野川について、いろいろなお考えをお持ちの皆様から意見をお聴きし、その意見を反映し、吉野川水系河川整備計画を策定することを目的に、「吉野川学識者会議」「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」「吉野川流域住民の意見を聴く会」「パブリックコメント」「公聴会」を開催することとしました。

本資料は、このうち流域住民の皆さんから意見をお聴きする「吉野川流域住民の意見を聴く会」(以下「住民の意見を聴く会」という)の開催・運営に関するグラウンド・ルールについて示したものです。

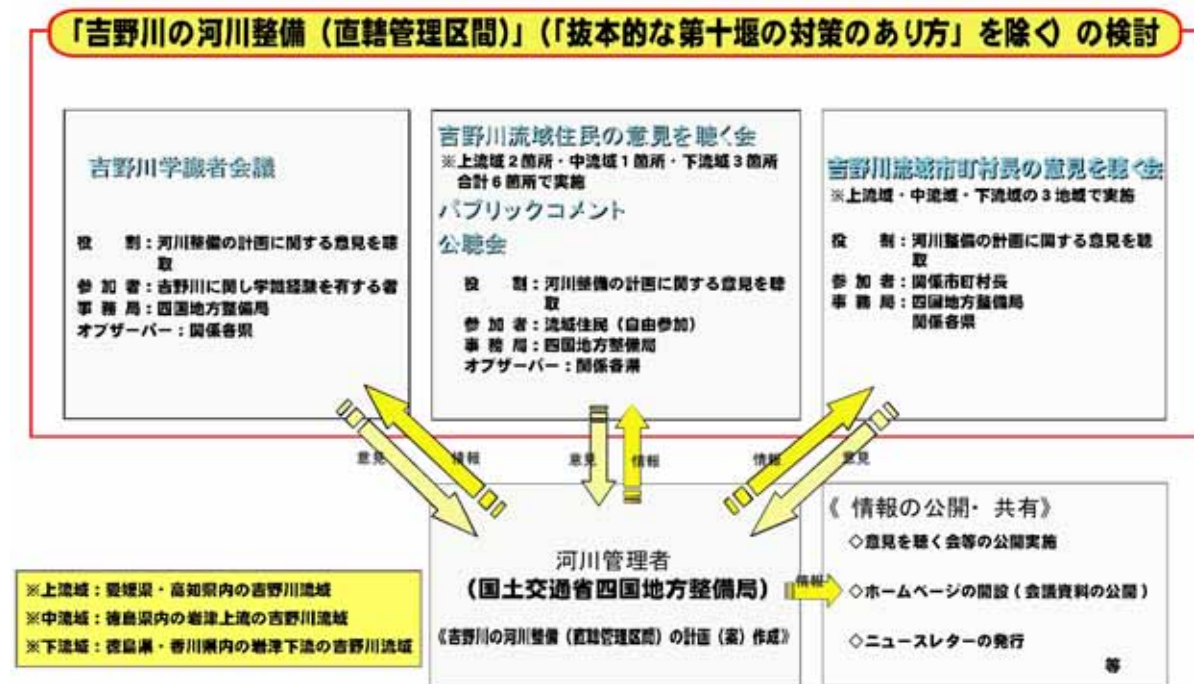
## 2. 「住民の意見を聴く会」の概要

### 2.1 河川整備計画策定における意見の聴取

- ・吉野川流域は四国4県にまたがり地域性が異なり、幹川延長が長く、流域面積が広いことから、「吉野川水系河川整備計画」の策定にあたっては、流域の各地域でより多くの住民の方々や、さまざまな専門分野の学識経験者や、流域の市町村長から、丁寧に、幅広く、公平に意見をお聴きすることが求められております。
- ・このため、国土交通省では、「吉野川学識者会議」「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」「住民の意見を聴く会」「パブリックコメント」「公聴会」を開催し、さまざまな関係者の皆さんから意見をいただくこととしました。
- ・このうち、流域住民の方々には「住民の意見を聴く会」「パブリックコメント」「公聴会」の場で、意見表明することができます。

表 1 吉野川河川整備計画策定における意見聴取の場

意見聴取の場	概要
吉野川学識者会議	さまざまな専門分野の学識経験者から意見をお聴きします。
吉野川流域市町村長の意見を聴く会	流域を3つ(上流域、中流域、下流域)に分けて、幅広く意見をお聴きします。
住民の意見を聴く会	流域を6つ(上流域、中流域、下流域)に分けて、幅広く意見をお聴きします。
パブリックコメント	より多くの流域住民の方々から意見をいただくため、ホームページ、FAX、郵送により意見をお聴きします。
公聴会	流域住民の方々から河川整備計画に係る様々な意見や要望を発言していただく、公聴会を開催します。



## 2.2 「住民の意見を聴く会」の開催概要

### (1) 目的

- ・「住民の意見を聴く会」は、国土交通省四国地方整備局が「吉野川水系河川整備計画」を策定するにあたって、流域住民の意見を適切に反映させることを目的に開催します。

### (2) 主催者

- ・国土交通省四国地方整備局

### (3) 開催場所

- ・吉野川は幹川延長が長く、その流域は四国4県にまたがっています。
- ・吉野川流域に住む多くの流域住民の皆さんが、幅広くご参加いただけるように、「住民の意見を聴く会」は、流域を3つに分けて6会場で開催します。

表 2 「住民の意見を聴く会」の開催場所

開催場所の区分	会場数	備考
上流域・愛媛県会場	1会場	
上流域・高知県会場	1会場	
中流域・徳島県会場	1会場	
下流域・徳島県会場	3会場	
計	6会場	

## 「吉野川流域住民の意見を聴く会」の流域区分



### (4) 開催回数

- ・ 「住民の意見を聴く会」は、平成18年度に各会場において3回程度予定しています。
- ・ ただし、必要と判断される場合、開催回数を追加します。

### (5) ファシリテータによる進行

- ・ 「住民の意見を聴く会」は、中立・独立な立場のファシリテータによる進行とします。
- ・ ファシリテータの中立性・独立性の確保のため、国土交通省とファシリテータ間で協定書を取りかわします。

### (6) 公開

- ・ 「住民の意見を聴く会」は、公開で実施します。
- ・ 「住民の意見を聴く会」の会議資料については、公開します。
- ・ 「住民の意見を聴く会」の会議記録は、個人情報を除き公開します。

## 3. 「住民の意見を聴く会」の参加について

### 3.1 参加の方法

- ・ 参加者は、吉野川流域の市町村に在住の方とします。
- ・ 会場の都合により、参加者多数の場合は先着順とさせていただきます。
- ・ 参加にあたって事前申込みは、必要ありません。

- ・また、参加希望者は、どの会場で参加いただいても結構です。

### 3.2 開催の周知

- ・「住民の意見を聴く会」の開催については、事前に、新聞・ホームページ等で周知します。
- ・事前周知には、議事次第（案）を含みます。

### 3.3 個人情報の保護

- ・個人情報保護の観点から、「住民の意見を聴く会」の運営・進行等で主催者・ファシリテータが得た個人情報は、秘匿します。

### 3.4 出席できない場合の意見の表明について

- ・「住民の意見を聴く会」に出席できない場合は、「パブリックコメント」により、意見の表明を行うことができます。また、「公聴会」に意見の発表を申し込むことができます。
- ・「住民の意見を聴く会」「パブリックコメント」「公聴会」のどちらの意見についても、同等の取り扱いをします。

## 4. 関係者の責務等について

### 4.1 参加者

#### (1) グラウンド・ルールの遵守

- ・参加者は、本グラウンド・ルールを遵守することを責務とします。

#### (2) 意見の表明

- ・参加者は、できる限り吉野川水系河川整備計画に関する意見を表明することができます。
- ・匿名で意見を表明したい場合、別途ファシリテータを経由して意見表明ができるものとします。  
このとき、意見表明者は、ファシリテータに氏名・住所（市町村まで）を示すものとします。  
ファシリテータは、意見表明者の個人情報を、国土交通省を含めて秘匿するものとします。

#### (3) 他者の意見の尊重

- ・参加者は、他の参加者の意見表明を尊重し、他の参加者の意見表明を妨げてはなりません。

#### (4) 進行秩序の確保

- ・参加者は、「住民の意見を聴く会」が秩序ある進行ができるよう協力し、会議の妨げとなるような行為は、慎まなければなりません。

#### ( 5 ) 個人情報保護

- ・参加者は、個人情報保護の観点から、参加者が得た個人情報は、秘匿しなければなりません。

### 4 . 2 ファシリテータ

#### ( 1 ) 責任の範囲

- ・ファシリテータは、「住民の意見を聴く会」の各回の進行方針を決定し、その進行についての責任を持つものとします。

#### ( 2 ) 責務

##### a . グラウンド・ルールの遵守

- ・ファシリテータは、本グラウンド・ルールを遵守することを責務とします。

##### b . 役割

- ・ファシリテータは、「住民の意見を聴く会」を、円滑に進行・促進する役割を果たします。
- ・ただし、個別意見の正確性、技術的妥当性について評価する役割、権限は持ちません。

##### c . 中立性、独立性の確保

- ・ファシリテータは、「住民の意見を聴く会」の進行・促進において、各関係者・国土交通省から、中立、独立した機関として関与することとします。

##### d . 不偏性の確保

- ・ファシリテータは、会議のグラウンド・ルールにしたがい、会議への参加者である、住民、招集者、専門家等に、公平に対応することを規範とします。
- ・ただし、意見を有する者の数ではなく内容の多様性に着目し、さまざまな意見を自由に発表できるような場づくりを、「(1)責任の範囲内」で行います。

##### e . 特定の意見誘導の禁止

- ・ファシリテータは、ファシリテータ自身もしくは特定の者の利益増進を目的に表明される意見の内容を誘導してはなりません。

##### f . 個人情報保護

- ・ファシリテータは、個人情報保護の観点から、ファシリテータが得た

個人情報、秘匿します。

### (3) 権限

#### a. グラウンド・ルールの遵守

- ・ファシリテータは、会議の招集者や参加者にグラウンド・ルールを遵守することを確認し、守られていないと判断する時にはそのことを指摘し、その遵守を求めることができます。

#### b. 自己決定

- ・ファシリテータは招集者およびその他関係者との協議のもとで、進行を担う会議の進め方について決定します。
- ・その際に招集者や他の関係者等に偏らずに独自に決定することを規範とします。

#### c. 匿名による意見表明機会の提供

- ・ファシリテータは、身分を明かさずに意見表明を希望する参加者に対して、意見を提出する機会を保証する方策を提案、もしくは提供できるものとします。

#### d. 情報の取得

- ・ファシリテータが進行上重要な情報を会議に先立って入手できるものとします。

## 4.3 国土交通省

### (1) 責任の範囲

- ・国土交通省は、「住民の意見を聴く会」の開催方針及び運営方針を決定し、開催及び運営の責任を持つものとします。
- ・国土交通省は、「住民の意見を聴く会」の意見をとりまとめ、吉野川水系河川整備計画策定にできる限り反映する責任を持ちます。
- ・国土交通省は、ファシリテータを選定する責任を持ちます。

### (2) 責務

#### a. グラウンド・ルールの公表

- ・国土交通省は、「住民の意見を聴く会」の開催にあたり、本グラウンド・ルールをあらかじめ公表し、参加者に認められるための措置をとります。

#### b. グラウンド・ルールの遵守

- ・国土交通省は、本グラウンド・ルールを遵守します。

### c . 関係者の責務等の保証

- ・国土交通省は、「4 . 1 参加者」が実現できるための、必要な措置をとります。
- ・国土交通省は、「4 . 2 ファシリテータ」が実現できるための、必要な措置をとります。

### d . 参加者の責務等の確保

- ・国土交通省は、個人情報保護の観点から、国土交通省が得た個人情報は、秘匿します。

## 5 . 意見のとりまとめ、及び、反映について

### 5 . 1 意見のとりまとめについて

#### ( 1 ) 意見のとりまとめの対象

- ・「住民の意見を聴く会」における意見のとりまとめの対象は、「住民の意見を聴く会」開催当日の発言意見、意見記入用紙での意見、及び、ファシリテータを経由しての匿名による意見表明、とします。

#### ( 2 ) 意見のとりまとめ

- ・「住民の意見を聴く会」当日の発言意見は、速記録を作成し、整理して公開します。このとき、発言者の個人情報は非公開とします。
- ・「住民の意見を聴く会」当日の意見記入用紙での意見は、整理して公開します。このとき、意見記入用紙に記載の個人情報は非公開とします。
- ・ファシリテータを経由しての匿名による意見表明は、整理して公開します。ファシリテータが知り得た個人情報は、国土交通省を含め秘匿します。

### 5 . 2 意見の反映について

- ・「住民の意見を聴く会」の意見は、「吉野川学識者会議」「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」「パブリックコメント」「公聴会」、及び、その他の方法により表明された意見とともに、国土交通省が、意見の内容を尊重し、できる限り河川整備計画に反映します。
- ・河川整備計画に反映しない意見については、同様の意見をとりとまとめた上で、検討内容とともに反映しない理由について回答を行います。
- ・上記の回答についての説明を、可能な限り「住民の意見を聴く会」で行うものとします。